

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○いわき市長選挙及びいわき市議会議員補欠選挙をいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙と同時に

う件

○いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙並びにいわき市長選挙及びいわき市議会議員補欠選挙の投票用紙を同時交付する投票所以外の投票所における投票及び開票の順序を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づくいわき市長選挙並びに同法第三十四条第一項及び第百十三条第三項の規定に基づくいわき市議会議員補欠選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙と同時に、次のとおり行う。

平成二十一年九月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 選挙の期日 平成二十一年九月十三日
- 二 選挙すべきいわき市議会議員の数 二人

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙並びにこれと同時にいわき市長選挙及びいわき市議会議員補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時交付する投票所以外の投票所における投票及び開票の順序を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定めた。

平成二十一年九月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 投票の順序
 - 1 いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙の投票
 - 2 いわき市長選挙の投票
 - 3 いわき市議会議員補欠選挙の投票
- 二 開票の順序
 - 1 いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙の開票
 - 2 いわき市長選挙の開票
 - 3 いわき市議会議員補欠選挙の開票